

参考 12 調査書類

(1) 調査票

秘 基幹統計調査

1 国勢調査調査票

平成22年10月1日
総務省統計局

○ 黒の鉛筆で記入し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
○ 記入欄が○の場合は、当てはまる○を●のようにぬりつぶしてください。
○ 数字を記入する場合は、下の例のように、わくの中に右づめで書いてください。

記入は黒の鉛筆で
右づめに

数字の記入例

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
はねない 上につきぬける 角をつける

世帯員全員の性別	1 氏名及び男女の別	1 (氏名)	2 (氏名)	3 (氏名)	4 (氏名)						
	2 世帯主との続柄	世帯主 又は 代表者	世帯主 又は 代表者	世帯主 又は 代表者	世帯主 又は 代表者						
	3 出生の年月	明治 大正 昭和 平成 西暦	明治 大正 昭和 平成 西暦	明治 大正 昭和 平成 西暦	明治 大正 昭和 平成 西暦						
	4 配偶者の有無	未婚(独身などを含む)	配偶者あり	死別	離別						
	5 国籍	日本 外国 (氏名)	日本 外国 (氏名)	日本 外国 (氏名)	日本 外国 (氏名)						
	6 現在の場所に住んでいる期間	出生時から 1年未満 1~5年未満 5~10年未満 10~20年未満 20年以上	出生時から 1年未満 1~5年未満 5~10年未満 10~20年未満 20年以上	出生時から 1年未満 1~5年未満 5~10年未満 10~20年未満 20年以上	出生時から 1年未満 1~5年未満 5~10年未満 10~20年未満 20年以上						
世帯について	7 5年前(平成17年10月1日)にはどこに住んでいましたか	5年前に住んでいた場所について 現在の市区町村にあてはめて記入してください (・市町村合併があった場合は 合併後の市区町村にあてはめて記入してください) (・政令指定都市になった場合は 現在の区にあてはめて記入してください)									
	現在と 同じ場所	同じ区・市町村 内の他の場所	他の区・市町村	外国	現在と 同じ場所	同じ区・市町村 内の他の場所	他の区・市町村	外国	現在と 同じ場所	同じ区・市町村 内の他の場所	他の区・市町村

世帯について ((1)~(4)欄は 調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目に記入してください)

世帯員について	(1) 世帯員の数	世帯全体の人数を書き込んでください
	(2) 住居の種類	持ち家 都道府県・市区町村等の 公営住宅 都市再生機構・公社等の 公営住宅 民営の 賃貸住宅 船や住宅 (住宅・公舎 賃貸住宅など) 住宅に 間借り 会社等の 独居家・寄 り宿舎 その他
世帯について	(3) 住宅の建て方	一戸建 長屋建(アラスカスを含む) 共同住宅 その他
	(4) 住宅の床面積の合計(延べ面積)	20㎡未満 20~30㎡未満 30~40㎡未満 40~50㎡未満 50~60㎡未満 60~70㎡未満 70~80㎡未満 80~90㎡未満 90~100㎡未満 100~120㎡未満 120~150㎡未満 150~200㎡未満 200~250㎡未満 250㎡以上
世帯では 下の欄には記入しないでください		世帯の種類 (一人世帯 単身世帯 二人世帯 三人世帯 四人世帯 五人世帯 六人以上世帯) 家族の家・学生生活 病院・診療所の入居者 老人ホーム等の社会福祉施設の入居者 その他
電話番号		電話番号
市区町村コード		市区町村コード
調査区番号		調査区番号
世帯番号		世帯番号
この世帯の調査票の枚数		この世帯の調査票の枚数

ウラ側 (第2面) にも記入してください

こちらはウラ側です
オモテ側から記入してください

	1	2	3	4
世帯員全員について	8 教育 ・現在学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください ・在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校（中途退学した人はその前の卒業学校）について記入してください ・専修学校・各種学校在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の9ページを参照して記入してください	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大学 乳児 大学院 乳児 その他	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大学 乳児 大学院 乳児 その他	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大学 乳児 大学院 乳児 その他
	9 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか ・仕事とは収入を伴う仕事をいい 自家営業（農業や店の仕事など）の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含めます ・通学には 予備校・専門学校などに通っている場合も含めます	主に仕事 家事などのほか仕事 通学のみ 通学のみ 10～14欄にも記入 仕事を休んでいたい 仕事を休んでいたい 家事 通学 通学 幼稚園・内職など	主に仕事 家事などのほか仕事 通学のみ 通学のみ 10～14欄にも記入 仕事を休んでいたい 仕事を休んでいたい 家事 通学 通学 幼稚園・内職など	主に仕事 家事などのほか仕事 通学のみ 通学のみ 10～14欄にも記入 仕事を休んでいたい 仕事を休んでいたい 家事 通学 通学 幼稚園・内職など
就業者・通学者について	10 従業地又は通学地 ・仕事も通学もしている人は仕事をしている場所について記入してください ・同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は他の区・市町村に記入してください ・他の区・市町村の場合は都道府県・市区町村名も書いてください（東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで）	自宅（住み込みを含む） 同じ区・市町村 他の区・市町村 12欄へ 11欄へ（通勤・通学の場所を記入） （必ずの記入）	自宅（住み込みを含む） 同じ区・市町村 他の区・市町村 12欄へ 11欄へ（通勤・通学の場所を記入） （必ずの記入）	自宅（住み込みを含む） 同じ区・市町村 他の区・市町村 12欄へ 11欄へ（通勤・通学の場所を記入） （必ずの記入）
	11 従業地又は通学地までの利用交通手段 ・二つ以上の交通手段を利用している場合は該当するものすべてに記入してください	徒歩のみ 鉄道 乗合バス 通勤先・学校のバス 自家用車 ハイヤー タクシー オートバイ 自転車 その他	徒歩のみ 鉄道 乗合バス 通勤先・学校のバス 自家用車 ハイヤー タクシー オートバイ 自転車 その他	徒歩のみ 鉄道 乗合バス 通勤先・学校のバス 自家用車 ハイヤー タクシー オートバイ 自転車 その他
就業者について	12 勤めか 自営かの別 ・労働者派遣事業所の派遣社員とは労働者派遣法に基づいて派遣されている人を含みます ・パート・アルバイト・その他には契約社員 嘱託なども含めます ・自営業主とは個人で事業を営んでいる人（農家などを含む）や自由業の人を含みます	雇われている人 会社などの役員 正職の職員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト その他 自営業主 雇人あり 雇人なし 家族従業者 家庭内の責任仕事（内職）	雇われている人 会社などの役員 正職の職員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト その他 自営業主 雇人あり 雇人なし 家族従業者 家庭内の責任仕事（内職）	雇われている人 会社などの役員 正職の職員 労働者派遣事業所の派遣社員 パート・アルバイト その他 自営業主 雇人あり 雇人なし 家族従業者 家庭内の責任仕事（内職）
	13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容 ・仕事をしている事業所（本社 支店 営業所 工場 商店 など）の名称を書いてください（官公庁は略名まで） ・その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください ・労働者派遣事業所の派遣社員は派遣先について書いてください	「調査票の記入のしかた」の12～15ページの書き方の例を参考にして くわしく書いてください		
14 本人の仕事の内容 ・本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください				

この調査票は機械にかけますので汚さないでください

(2) 調査票の記入のしかた



平成22年国勢調査 調査票の記入のしかた

総務省統計局

この「調査票の記入のしかた」をよくお読みになってから、調査票にご記入ください。

● 国勢調査は 国の最も重要な統計調査です

- 平成22年国勢調査は、人口減少社会にある日本の未来を描く上で欠くことのできないデータを得るために実施するものです。

● 国勢調査は 統計法という法律に基づいて実施します

- 国勢調査は、統計法に基づき、日本に住んでいるすべての人・世帯を対象として実施する統計調査です。
- 統計法に、調査票に記入して提出する報告義務が定められています。

● 調査票の記入内容は 統計法に基づき厳重に保護されます

- 調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報を守るための厳格な守秘義務が課せられています。
- 調査票は、外部にもれないように厳重に管理し、集計が完了した後は完全に溶かします。

調査の場所世帯の決め方
2・3ページ

調査票の記入例
4ページ

調査票の記入のしかた(第1面)
5・7ページ

調査票の記入のしかた(第2面)
8・11ページ

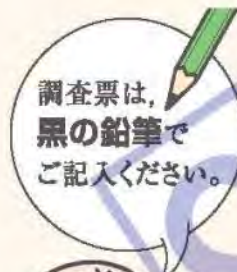
事業と仕事の記入のしかた
12・15ページ

◆ 調査票には あなたの世帯にふだん住んでいる人をもれなく ご記入ください

- 住民票などの届出に関係なく、あなたの世帯にふだん住んでいるすべての人についてご記入ください。
- 家族の中に、自宅以外から通学している学生、病院に入院している人、老人ホームなどに入所している人、2か所に住居をもっている人などがいる場合には、特にご注意ください。
- ☞ 「調査の場所 世帯の決め方」(2・3ページ)をお読みください。

◆ 調査票を提出する前に 記入もれなどがなければご確認ください

- 調査票には、ウラ側(第2面)もあります。調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないか、もう一度、ご確認ください。
- 調査票に記入もれなどがあった場合、市区町村からおたずねすることがあります。



調査票は、**黒の鉛筆**で
ご記入ください。



- 調査の内容、調査票の記入方法などについて、わからない点がございましたら、コールセンターにお問い合わせいただくか、調査員が訪問した際にご質問ください。

国勢調査コールセンター

☎ **0570-01-2010** (ナビダイヤル)

IP電話・PHSの場合：**03-6738-6677**

設置期間：平成22年10月31日まで

受付時間：午前8時～午後9時(土・日・祝日もご利用できます)

※ ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話の場合、所定の通話料金となります。

※ IP電話・PHS用電話番号の通話料金は、それぞれ所定の通話料金となります。

- 調査票の追加が必要であるなど、調査員への連絡が必要な場合には、市区町村にご連絡ください。

▶ 国勢調査をよそおった不審な訪問者や電話・電子メールなどに
ご注意ください。

①

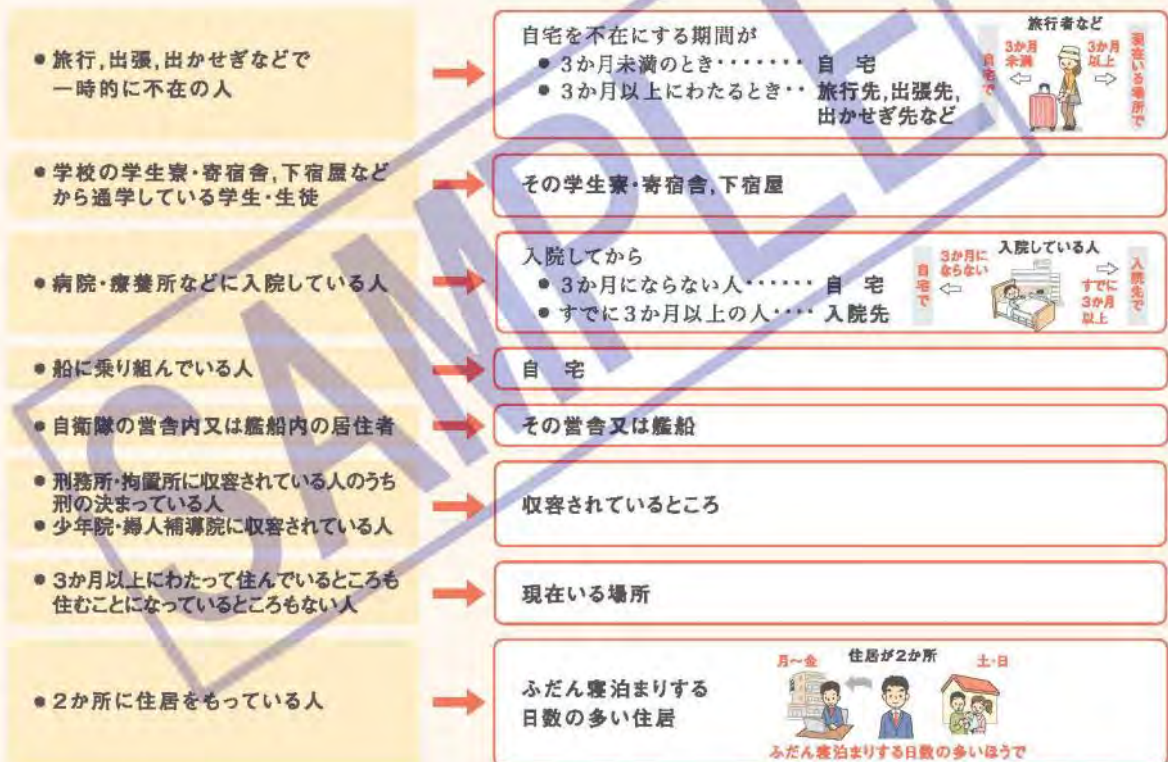
調査票には **ふだん住んでいる人** を **もれなく** 記入してください

ふだん住んでいる人 とは

住民票などの届出に関係なく 10月1日現在 あなたの世帯に

- **すでに3か月以上住んでいる人**
- **まだ3か月にならないが 3か月以上にわたって住むことになっている人**

- 家族以外の人でも、あなたの世帯に3か月以上滞在しているか、滞在することになっている人がいる場合は、その人も記入してください。
- 次の人たちは、それぞれに示す場所で調査することになっています。
 ☞ 家族の中に次の人たちがいる場合は、記入にあたって注意してください。



Q&A

問 アパートを借りて住んでいる学生で、10月1日に帰省している人はどこで調査するのですか？

(答) 帰省する期間が { 3か月未満の場合 → 住んでいるアパート
3か月以上の場合 → 帰省先

- ▶ 帰省先から戻った際(アパートに帰宅した際)に調査票が配布されていた場合は、市区町村にご連絡ください。
- ▶ 学校の学生寮・寄宿舎に住んでいる学生は、帰省する期間にかかわらず学生寮・寄宿舎で調査します。

問 単身赴任をしている人で、月曜日から金曜日までは赴任先で寝泊まりし、土曜日・日曜日は家族のところに帰ってくる人はどこで調査するのですか？

(答) 1週間のうち寝泊まりする日数の多いほうで調査します。この場合は、赴任先となります。

調査票は世帯ごとに記入してください

世帯とは

- 一般の家庭のように 住居と生計をともにしている人びとの集まりを一つの世帯
- 一人で1戸をかまえている人は 一人で一つの世帯

調査の場所 世帯の決め方

- 親夫婦と子夫婦が同じ建物に住んでいても、次のいずれかに該当する場合には、別の世帯とします。世帯ごとに、別の調査票に記入してください。
 - 親夫婦と子夫婦とで生計を別している
 - 親夫婦と子夫婦とで居住部分が独立している

「居住部分が独立している」とは、具体的には、次の①、②の両方にあてはまる場合をいいます。

 - ① 親夫婦と子夫婦の居住部分が完全に仕切られていること
 - ② それぞれの居住部分に専用の出入口・炊事用流し・トイレがあること
(共用でも、他方の居住部分を通らずにいつでも使える場合も含む。)

- 次の人たちは、それぞれに示すように世帯を決めます。

● 間借り・下宿している人

- 単身者…………… 一人で一つの世帯
- 兄弟など 家族がいっしょ…………… 家族ごとに一つの世帯

● 住み込みで働いている単身者

- 雇主の家に同居…………… 雇主の世帯に含めます
- 雇主と別の建物に居住…………… 雇主とは別の世帯

● 会社や官公庁などの独身寮・寄宿舎に住んでいる単身者

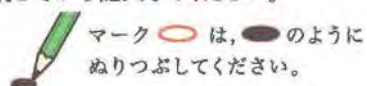
一人で一つの世帯

☞ 世帯が別になる場合などで、調査票の追加が必要なときは、市区町村にご連絡ください。

調査票の記入にあたって

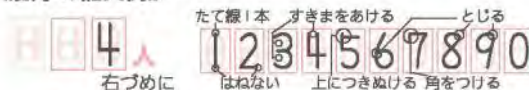
- 調査票は、黒の鉛筆で記入してください。
☞ 黒の鉛筆がない場合は、シャープペンシルで記入してください。

- 書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。



- 調査票は、機械にかけますので、汚したり、水などでぬらしたりしないでください。

《数字の記入例》



数字は、この記入例を参考にして、
枠からはみださないように、右づめで書いてください。

《文字の記入例》



文字は、枠からはみださない
ように、左づめで書いてください。

4～15ページを参考にして 調査票に記入してください

第1面の記入のしかた (世帯員について記入する欄)

1 氏名及び男女の別

- 平成22年10月1日午前零時までに生まれた新生児で、まだ名前を付けていない場合には、「氏名」欄に「命名前」と書き、「男女の別」を記入してください。

Q&A

問 「氏名」はなぜ書かなければならないのですか？
 (答) 氏名は、調査のもれや重複を防ぐため、記入内容の確認にのみ用いるものです。データとして保存されることはありません。

2 世帯主との続き柄

- 世帯員のうち一人を「世帯主又は代表者」とします。
- 他の世帯員は、「世帯主又は代表者」とした人からみた続き柄を記入してください。
 他の親族 → 曾祖父母、ひまご、おじ・おば、おい・めい、いとこや親せきの子弟(それぞれの配偶者を含む。)など
 その他 → 友人の子どもの預かっている場合やホームステイしている人など、親族以外の同居人(住み込みの雇人を除く。)
 ☞ 学校の学生寮・寄宿舎の学生・生徒は、棟ごとに一つの世帯とします。棟ごとに、一人を「世帯主又は代表者」とし、他の人は「その他」とします。

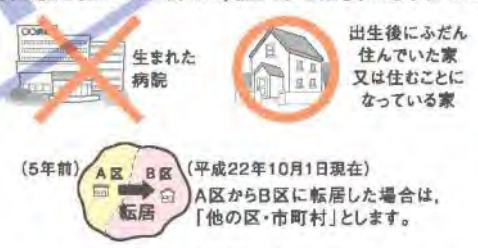
6 現在の場所に住んでいる期間

- 現在の場所に住み始めてから、転勤、単身赴任、旅行、出張、出かせぎなどのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所へ戻ってきてからの期間について記入してください。



7 5年前(平成17年10月1日)にはどこに住んでいましたか

- 5年前(平成17年10月1日)にふだん住んでいた場所を記入してください。
 なお、現在の場所に出生時から引き続き住んでいる人や5年以上引き続き住んでいる人は、記入する必要はありません。
- 平成17年10月1日より後に生まれた人については、出生後にふだん住んでいた場所を記入してください。
 ☞ 平成22年10月1日(調査日)に、まだ病院にいる新生児については、病院を退院してからふだん住むことになっている場所を記入してください。
- 政令指定都市内で、5年前に住んでいた区から別の区に転居した場合は、「他の区・市町村」とします。
- 5年前に住んでいた場所が「他の区・市町村」であった場合には、その都道府県・市区町村名を書いてください。
 東京都区部又は政令指定都市の場合には、必ず区名まで書いてください。
 ☞ 政令指定都市とは、札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡の各市をいいます。



市町村合併や政令指定都市になったことにより、5年前に住んでいた市区町村の名称が変わっている場合(現在の場所に5年以上引き続き住んでいる人は、市区町村名が変わっていても、記入する必要はありません。)

- 市町村合併後や政令指定都市になった後の名称(現在の名称)を書いてください。
 ☞ 現在の名称がどうしてもわからない場合は、当時の名称を書いてください。



- 平成17年10月1日より後に、転勤などのため3か月以上にわたる不在期間があり、その後、5年前と同じ場所に戻って住んでいる人は、市区町村名が変わっていても、「現在と同じ場所」とします。

調査票の記入例

調査票の記入のしかた(第1面)

第1面の記入のしかた（世帯について記入する欄）

世帯について記入してください

世帯について ((1)~(4)欄は 調査票が2枚以上にわたる場合は1枚目に記入してください)

世帯員の数 ・世帯全員の人数を書いてください	男 4人	女 2人	(3) 住宅の建て方 一戸建 長屋建(テラス/ロスを含む) 共同住宅 その他 ● 7戸建 ● 3階 ● 賃貸全体の階数 ● 住んでいる住宅の階数														
	(2) 住居の種類 持ち家 都道府県・市区町村等の賃貸住宅 都市再生機構・公社等の賃貸住宅 民営の賃貸住宅 給与住宅(住宅・公営) 住宅に間借り 会社等の独身寮・寄宿舎 その他 ● (3)・(4)欄へ ● ウラ側へ																
(4) 住宅の床面積の合計(延べ面積) ・居室のほか 玄関・台所・トイレ・浴室・廊下・押し入れなどの床面積も含めます ・営業用の部分及び他の世帯の使用部分は除いてください			<table border="1"> <tr> <td>20㎡未満</td> <td>20~30㎡未満</td> <td>30~40㎡未満</td> <td>40~50㎡未満</td> <td>50~60㎡未満</td> <td>60~70㎡未満</td> <td>70~80㎡未満</td> </tr> <tr> <td>80~90㎡未満</td> <td>90~100㎡未満</td> <td>100~120㎡未満</td> <td>120~150㎡未満</td> <td>150~200㎡未満</td> <td>200~250㎡未満</td> <td>250㎡以上</td> </tr> </table>	20㎡未満	20~30㎡未満	30~40㎡未満	40~50㎡未満	50~60㎡未満	60~70㎡未満	70~80㎡未満	80~90㎡未満	90~100㎡未満	100~120㎡未満	120~150㎡未満	150~200㎡未満	200~250㎡未満	250㎡以上
20㎡未満	20~30㎡未満	30~40㎡未満	40~50㎡未満	50~60㎡未満	60~70㎡未満	70~80㎡未満											
80~90㎡未満	90~100㎡未満	100~120㎡未満	120~150㎡未満	150~200㎡未満	200~250㎡未満	250㎡以上											

電話番号の記入をお願いします

電話番号 03 - 1234 - 5678 (わからないことがあった場合 問い合わせに利用させていただきます)

(1) 世帯員の数

- ふだん住んでいる人の数を書いてください。調査票の世帯員の欄に記入した人数と一致します。（「ふだん住んでいる人」の範囲については、2ページの説明を参考にしてください。）
- 世帯員が5人以上の場合には、1枚目に世帯全員の人数を書いてください。
- ☞ 調査票の追加が必要な場合は、市区町村にご連絡ください。

(2) 住居の種類

- 持ち家** → 所有している住宅。登記が済んでいない場合や、住宅ローンなどの支払いが完了していない場合も含めます。
- 都市再生機構・公社等の賃貸住宅** → 都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅。ただし、「給与住宅」の場合は含めません。
- 給与住宅(社宅・公営員住宅など)** → 勤め先の会社・官公庁や雇主などが所有又は借りている住宅に住んでいる場合。勤め先の会社などが借り上げている一般のアパートに住んでいる場合も含めます。
- 住宅に間借り** → 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、借家、給与住宅)の一部を借りている場合。ただし、その借りている部分が下の [] にある①、②の両方にあてはまる場合は、「民営の賃貸住宅」とします。
- 会社等の独身寮・寄宿舎** → 会社・官公庁・団体などが単身の職員・従業員の居住のために所有又は借りている建物。ただし、居住部分が下の [] にある①、②の両方にあてはまる場合は、「給与住宅」とします。
- その他** → 旅館・ホテル、病院、老人ホーム、学校、学生寮、会社、工場、事務所、簡易宿泊所など、住宅でない建物。ただし、居住部分が下の [] にある①、②の両方にあてはまる場合は、「持ち家」から「給与住宅」までのいずれかとなります。

- ① 他の世帯の居住部分と完全に仕切られていること
- ② あなたの世帯の専用の出入口・炊事用流し・トイレがあること
(他の世帯と共用でも、その世帯の居住部分を通らずにいつでも使える場合も含む。)

(3) 住宅の建て方

- 一戸建 → 一つの建物で一つの住宅になるもの。店舗併用住宅であっても、その建物全体が一つの住宅である場合は含めます。
- 長屋建 (テラスハウス) を含む → 長屋やテラスハウスのように、住宅の壁を共通にして、二つ以上の住宅を横に建て連ねたもので、それぞれ別々に外への出入口があるもの
- 共同住宅 → アパートやマンションのように、1棟の建物の中に二つ以上の住宅があり、廊下や階段を共通にしたり、住宅を重ねて建てたもの。外見はふつうの一戸建の家であっても、1階と2階とが別々の住宅になっていて、2階への専用の外階段が備わっている場合は含めます。
- その他 → 上記以外で、たとえば、工場、事務所などの中に居住部分がある場合



(4) 住宅の床面積の合計 (延べ面積)

- 一戸建の住宅や長屋建(テラスハウスを含む)などで、地階(地下室)や2階がある場合は、各階の床面積を合計して記入してください。
- 次のような部分は、それぞれに示すとおりとします。
 - ロフト、中2階、屋根裏部屋 ○ 床面積に含めます
 - 居室のある離れ ○ 床面積に含めます
 - 1階にある自家用の車庫(四囲が壁や扉などで囲まれていて、外部に出ないで居住部分と出入りできるものに限ります。) ○ 床面積に含めます
 - バルコニー、ペランダ ✕ 床面積には含めません
 - 別棟の物置や、商品倉庫・作業場などの営業用の付属建物 ✕ 床面積には含めません
- 他の世帯に住宅の一部を貸している世帯では、他の世帯が使っている部分を除いてください。なお、共同で使用している玄関や廊下などは含めます。
- 住宅に間借りしている世帯では、その世帯が使っている部分だけを記入してください。

この図の場合、床面積の合計は 75.7 坪 になります。

4.5畳 (7.4㎡)	押入 納戸	台所 4.5畳 (7.4㎡)	居間・食堂 12畳 (19.8㎡)	バルコニー
玄関	廊下			
6畳 (9.9㎡)	トイレ	洗面所	押入 床の間	7.5畳 (12.4㎡)
	浴室			

=75.7㎡

☞ 坪を㎡(平方メートル)に換算する場合は、1坪(約2畳)を3.3㎡とします。

$$\left. \begin{array}{l} 45.5 \text{ 畳} \\ 22.8 \text{ 坪} \end{array} \right\} = 75.7 \text{ ㎡}$$

◀ 坪から㎡の計算 ▶

- ・ 15坪×3.3=49.5㎡
- ・ 30坪×3.3=99㎡
- ・ 45坪×3.3=148.5㎡

☞ 居室のほか、トイレ、押入、洗面所などの床面積も含めます。

調査票のウラ側(第2面)も記入してください

第2面の記入のしかた (世帯員について記入する欄)

第1面に記入した世帯員の順に記入してください

世帯員全員について記入してください

8 教育 ●現在学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください ●在学中の人はその学校について卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください ●専修学校・各種学校に在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の9ページを参照して記入してください	1	2	3	4
	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大学 乳児 児 高専 大学院 その他	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大学 乳児 児 高専 大学院 その他	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大学 乳児 児 高専 大学院 その他	在学中 卒業 未就学 小学 高校 幼稚園 保育園 中学 旧中 保育所 短大 大学 乳児 児 高専 大学院 その他
9 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか ●仕事とは 収入を伴う仕事をいいます(自家営業(農家や店の仕事など)の手伝いや内職・パートタイム・アルバイトも含め)ます ●通学には 予備校・専門学校などに通っている場合も含め	主に 家事などのほかに 通学のかたわら 仕事 10~14欄にも記入	主に 家事などのほかに 通学のかたわら 仕事 10~14欄にも記入	主に 家事などのほかに 通学のかたわら 仕事 10~14欄にも記入	主に 家事などのほかに 通学のかたわら 仕事 10~14欄にも記入

9 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか

- 9月24日から30日までの1週間に
 - 少しでも仕事(収入を伴うもの)をした人 → 上段の区分
 - 少しでも仕事(収入を伴うもの)をしなかった人 → 下段の区分

「のいずれか一つだけに記入してください。」

家事などのほか仕事 → 主に家事などをしていて、そのかたわら、たとえばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも仕事(収入を伴うもの)をしている場合
通学のかたわら仕事 → 主に通学していて、そのかたわら、たとえばアルバイトなど、少しでも仕事(収入を伴うもの)をしている場合
仕事を休んでいた → 勤めている人が、病気や休暇などで仕事を休んでいても、給料や賃金をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休みはじめてからまだ30日にならない場合
仕事を探していた → 仕事がなく、ハローワーク(公共職業安定所)に申し込んだり、新聞などの求人広告を見て応募したり、他の人に仕事の紹介を依頼するなど、積極的に仕事を探していた場合。ただし、仕事があったとき、その仕事にすぐつくことができる場合に限りです。
通学 → 料理教室、教養講座、英会話塾などに、週に1、2回程度通っている場合は含めません。
 ☞ 幼稚園又は保育所(保育園)に通っている場合は「その他」とします。
その他 → 「9欄」の他のいずれの区分にもあてはまらない場合

Q&A

問 「仕事をしたかどうか」について、なぜ調査するのですか?

(答) この項目から、就業者数、失業者数など、どのような人がどのような活動をしているかといった統計を作成します。全国や地域別の就業・失業などの状況と、その変化に関する統計は、国や地域の経済状況を知るために欠くことのできないデータであり、雇用政策などを進めるために活用されます。

8 教育

- 学校の種類については、次の表を参考にしてください。
なお、学習塾・洋裁教室・料理教室・英会話教室や職員・社員の研修所・訓練所などは、ここでいう学校には含めません。

〔「8 教育」欄でいう主な学校の種類の例〕

小学 ・ 中学	【新制】 小学校 中学校 中等教育学校の前期課程 特別支援学校(盲学校・ろう学校・養護学校)の小学部・中学部
	【旧制】 高等小学校 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 通信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校
高校 ・ 旧中	【新制】 高等学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校(盲学校・ろう学校・養護学校)の高等部 准看護師(婦)養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者(注)
	【旧制】 高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科 高等女学校 実業学校(農業・工業・商業・水産学校など) 師範学校予科又は師範学校一部(3年修了のもの) 通信講習所高等科 鉄道教習所中等部・普通部(昭和24年までの卒業生) 青年学校本科
短大 ・ 高専	【新制】 短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設 看護師(婦)養成所
	【旧制】 高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科
大学 ・ 大学院	大学 大学院 水産大学校 気象大学校大学部 職業能力開発総合大学校の長期課程(平成11年4月以降) 放送大学(全科履修生, 修士全科生)

(注)平成16年度までの大学入学資格検定規程による試験の合格者も含めます。

- 専修学校・各種学校については、入学資格や修業年限により、それに相当する学校区分に記入してください。
なお、次の表に該当しない場合は、直前の最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください。

専修学校・各種学校		学校区分
専修学校専門課程 (専門学校)	新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの(注)	大学・大学院
	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	短大・高専
専修学校高等課程 (高等専修学校)	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中

(注)平成18年3月までの卒業者は「短大・高専」とします。

- 高等学校、短期大学や大学については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。
- 外国の学校については、修業年限などにより、それに相当する学校区分に記入してください。

Q&A

問 「教育」について、なぜ調査するのですか？

(答) この項目と産業・職業や男女・年齢などを組み合わせて得られる統計は、文教、雇用、社会教育などの行政施策や将来人口の推計などにはならないデータとして活用されます。

調査票の記入のしかた(第2面)

次ページへつづく

第2面の記入のしかた（世帯員について記入する欄）つづき

「9 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか」で「主に仕事」「家事などのほか仕事」「通学のかたわら仕事」「仕事を休んでいた」にマークした人について記入してください


- 仕事も通学もしている人は 仕事について記入してください
- 仕事を休んでいた人は その休んでいた仕事について記入してください

「9 9月24日から30日までの1週間に仕事をしましたか」で「通学」にマークした人も必ず記入してください

就業 者・ 通 学 者 に つ い て	10 従業地又は通学地 • 仕事も通学もしている人は 仕事をしている場所について記入してください • 同じ市内の他の区に通勤・通学している場合は他の区・市町村に記入してください • 他の区・市町村の場合は 都道府県・市区町村名も書いてください (東京都区部と政令指定都市の場合は区名まで)	<table border="1"> <tr> <th>目的地 (区市町村を省く)</th> <th>同じ区・市町村</th> <th>他の区・市町村</th> </tr> <tr> <td>12欄へ (左側の記入)</td> <td>11欄へ (通学を記入)</td> <td>12欄へ (通学を記入)</td> </tr> </table>	目的地 (区市町村を省く)	同じ区・市町村	他の区・市町村	12欄へ (左側の記入)	11欄へ (通学を記入)	12欄へ (通学を記入)	<table border="1"> <tr> <th>目的地 (区市町村を省く)</th> <th>同じ区・市町村</th> <th>他の区・市町村</th> </tr> <tr> <td>12欄へ (左側の記入)</td> <td>11欄へ (通学を記入)</td> <td>12欄へ (通学を記入)</td> </tr> </table>	目的地 (区市町村を省く)	同じ区・市町村	他の区・市町村	12欄へ (左側の記入)	11欄へ (通学を記入)	12欄へ (通学を記入)	<table border="1"> <tr> <th>目的地 (区市町村を省く)</th> <th>同じ区・市町村</th> <th>他の区・市町村</th> </tr> <tr> <td>12欄へ (左側の記入)</td> <td>11欄へ (通学を記入)</td> <td>12欄へ (通学を記入)</td> </tr> </table>	目的地 (区市町村を省く)	同じ区・市町村	他の区・市町村	12欄へ (左側の記入)	11欄へ (通学を記入)	12欄へ (通学を記入)	<table border="1"> <tr> <th>目的地 (区市町村を省く)</th> <th>同じ区・市町村</th> <th>他の区・市町村</th> </tr> <tr> <td>12欄へ (左側の記入)</td> <td>11欄へ (通学を記入)</td> <td>12欄へ (通学を記入)</td> </tr> </table>	目的地 (区市町村を省く)	同じ区・市町村	他の区・市町村	12欄へ (左側の記入)	11欄へ (通学を記入)	12欄へ (通学を記入)															
	目的地 (区市町村を省く)	同じ区・市町村	他の区・市町村																																									
	12欄へ (左側の記入)	11欄へ (通学を記入)	12欄へ (通学を記入)																																									
	目的地 (区市町村を省く)	同じ区・市町村	他の区・市町村																																									
12欄へ (左側の記入)	11欄へ (通学を記入)	12欄へ (通学を記入)																																										
目的地 (区市町村を省く)	同じ区・市町村	他の区・市町村																																										
12欄へ (左側の記入)	11欄へ (通学を記入)	12欄へ (通学を記入)																																										
目的地 (区市町村を省く)	同じ区・市町村	他の区・市町村																																										
12欄へ (左側の記入)	11欄へ (通学を記入)	12欄へ (通学を記入)																																										
11 従業地又は通学地までの利用交通手段 • 二つ以上の交通手段を利用している場合は 該当するものすべてに記入してください	<table border="1"> <tr> <th>徒歩のみ</th> <th>鉄道 電車</th> <th>乗合 バス</th> <th>勤め先の バス</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>自家用車 バイク オート バイ 自転車</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </table>	徒歩のみ	鉄道 電車	乗合 バス	勤め先の バス	その他	自家用車 バイク オート バイ 自転車	その他	その他	その他	その他	<table border="1"> <tr> <th>徒歩のみ</th> <th>鉄道 電車</th> <th>乗合 バス</th> <th>勤め先の バス</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>自家用車 バイク オート バイ 自転車</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </table>	徒歩のみ	鉄道 電車	乗合 バス	勤め先の バス	その他	自家用車 バイク オート バイ 自転車	その他	その他	その他	その他	<table border="1"> <tr> <th>徒歩のみ</th> <th>鉄道 電車</th> <th>乗合 バス</th> <th>勤め先の バス</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>自家用車 バイク オート バイ 自転車</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </table>	徒歩のみ	鉄道 電車	乗合 バス	勤め先の バス	その他	自家用車 バイク オート バイ 自転車	その他	その他	その他	その他	<table border="1"> <tr> <th>徒歩のみ</th> <th>鉄道 電車</th> <th>乗合 バス</th> <th>勤め先の バス</th> <th>その他</th> </tr> <tr> <td>自家用車 バイク オート バイ 自転車</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </table>	徒歩のみ	鉄道 電車	乗合 バス	勤め先の バス	その他	自家用車 バイク オート バイ 自転車	その他	その他	その他	その他
徒歩のみ	鉄道 電車	乗合 バス	勤め先の バス	その他																																								
自家用車 バイク オート バイ 自転車	その他	その他	その他	その他																																								
徒歩のみ	鉄道 電車	乗合 バス	勤め先の バス	その他																																								
自家用車 バイク オート バイ 自転車	その他	その他	その他	その他																																								
徒歩のみ	鉄道 電車	乗合 バス	勤め先の バス	その他																																								
自家用車 バイク オート バイ 自転車	その他	その他	その他	その他																																								
徒歩のみ	鉄道 電車	乗合 バス	勤め先の バス	その他																																								
自家用車 バイク オート バイ 自転車	その他	その他	その他	その他																																								
12 勤めか 自営かの別 • 労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づいて派遣されている人をいいます • パート・アルバイト・その他には 契約社員 嘱託なども含めます • 自営業主とは 個人で事業を営んでいる人(専業主婦を含む)や 自営業の人をいいます	<table border="1"> <tr> <th>雇われている人</th> <th>自営業主</th> </tr> <tr> <td>正課の職員・専業主婦の従業員 パート・アルバイト・その他 会社などの役員</td> <td>個人あり 個人なし 家族従業員 家族内の専任者(内職)</td> </tr> </table>	雇われている人	自営業主	正課の職員・専業主婦の従業員 パート・アルバイト・その他 会社などの役員	個人あり 個人なし 家族従業員 家族内の専任者(内職)	<table border="1"> <tr> <th>雇われている人</th> <th>自営業主</th> </tr> <tr> <td>正課の職員・専業主婦の従業員 パート・アルバイト・その他 会社などの役員</td> <td>個人あり 個人なし 家族従業員 家族内の専任者(内職)</td> </tr> </table>	雇われている人	自営業主	正課の職員・専業主婦の従業員 パート・アルバイト・その他 会社などの役員	個人あり 個人なし 家族従業員 家族内の専任者(内職)	<table border="1"> <tr> <th>雇われている人</th> <th>自営業主</th> </tr> <tr> <td>正課の職員・専業主婦の従業員 パート・アルバイト・その他 会社などの役員</td> <td>個人あり 個人なし 家族従業員 家族内の専任者(内職)</td> </tr> </table>	雇われている人	自営業主	正課の職員・専業主婦の従業員 パート・アルバイト・その他 会社などの役員	個人あり 個人なし 家族従業員 家族内の専任者(内職)	<table border="1"> <tr> <th>雇われている人</th> <th>自営業主</th> </tr> <tr> <td>正課の職員・専業主婦の従業員 パート・アルバイト・その他 会社などの役員</td> <td>個人あり 個人なし 家族従業員 家族内の専任者(内職)</td> </tr> </table>	雇われている人	自営業主	正課の職員・専業主婦の従業員 パート・アルバイト・その他 会社などの役員	個人あり 個人なし 家族従業員 家族内の専任者(内職)																								
雇われている人	自営業主																																											
正課の職員・専業主婦の従業員 パート・アルバイト・その他 会社などの役員	個人あり 個人なし 家族従業員 家族内の専任者(内職)																																											
雇われている人	自営業主																																											
正課の職員・専業主婦の従業員 パート・アルバイト・その他 会社などの役員	個人あり 個人なし 家族従業員 家族内の専任者(内職)																																											
雇われている人	自営業主																																											
正課の職員・専業主婦の従業員 パート・アルバイト・その他 会社などの役員	個人あり 個人なし 家族従業員 家族内の専任者(内職)																																											
雇われている人	自営業主																																											
正課の職員・専業主婦の従業員 パート・アルバイト・その他 会社などの役員	個人あり 個人なし 家族従業員 家族内の専任者(内職)																																											
13 名称及び事業の内容 • 仕事をしている事業所(本社 支店 営業所 工場 商店 など)の名称を書いてください (官公庁は職名まで) • その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください • 労働者派遣事業所の派遣社員は 派遣先について書いてください	秋代美容室	日本観光(株)	(株)サンサン家電 横浜支店																																									
14 本人の仕事の内容 • 本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください	美容室	ツアー旅行を企画して販売	家電の販売																																									
	美容師	国内旅行 ツアーの企画	伝票入力																																									

12～15ページの「事業と仕事の記入のしかた」を参考にして書いてください

10 従業地又は通学地

- 仕事をしている場所又は通学している学校の場所について記入してください。
- 次のような人は、それぞれに示す場所を従業地とします。
 - 自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている人 …………… 自宅
 - 自営の大工や行商従事者など …………… 自宅
 - 雇われて戸外で仕事をしている人 …………… 配属先の営業所などのある市区町村
(外勤の職員、運転手など)
 - 船に乗り組んでいる人 …………… その船が主な根拠地としている港のある市区町村
- 政令指定都市内で、住んでいる区とは別の区に通勤・通学している場合は、「他の区・市町村」とします。
 

(ふだん住んでいる場所) A区 B区 (仕事をしている場所又は通学している学校の場所)
A区からB区に通勤・通学している場合は、「他の区・市町村」とします。
- 従業地又は通学地が「他の区・市町村」の場合には、その都道府県・市区町村名を書いてください。
東京都区部又は政令指定都市の場合には、必ず区名まで書いてください。
 - ☞ 政令指定都市については、5ページの「7 5年前(平成17年10月1日)にはどこに住んでいましたか」の説明を参照してください。

11 従業地又は通学地までの利用交通手段

- 利用交通手段が日によって異なる場合は、主に利用する交通手段について記入してください。
- 利用交通手段が「行き」と「帰り」で異なる場合は、「行き」について記入してください。

12 勤めか 自営かの別

- 雇われている人 → 会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人をいい、勤め先での呼ばれ方によって次のあてはまる区分に記入してください。
- 正規の職員・従業員 → 一般職員や正社員など。知事、市町村長や議会議員も含めます。
 - 労働者派遣事業所の派遣社員
 - 労働者派遣事業所の派遣社員は、「パートさん」、「アルバイトさん」などと呼ばれている場合であっても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。
 - ☞ 次の場合は、「労働者派遣事業所の派遣社員」とはしません。
 - 民営の職業紹介機関やシルバー人材センターなどの紹介による場合や請負、出向
 - デパートの派遣店員など(このような人は、派遣元の事業所における呼称によって記入します。)
 - 労働者派遣法で適用外の業務
 - ・ 港湾運送業務、建設業務、警備業務
 - ・ 医療関係の業務(病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び医療を受ける者の居宅において行われているもの)に限ります。ただし、紹介予定派遣による労働者派遣を除きます。
 - パート・アルバイト・その他 → 契約社員・嘱託なども含めます。
- 会社などの役員 → 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
☞ 部長、課長などのいわゆる管理職や執行役員は、取締役や理事などの役員になっていなければ「雇われている人」とします。
- 自営業主 → 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・著述家・行商従事者など
☞ 商店などの経営者で、その商店などが会社組織(株式(有限も含む)・合資・合名・合同会社)の場合は、「会社などの役員」とします。
- 雇人あり → 従業員を雇っている場合
 - 雇人なし → 従業員を雇っていない場合
- 家族従業者 → 農家や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族
- 家庭内の賃仕事(内職) → 材料が支給され、大がかりな固定的設備を必要としない仕事を、自宅で一人で行っている場合

事業と仕事の記入のしかた

13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容

- 仕事をしている事業所（本社・支店・営業所・工場・商店など）の名称を書いてください（官公庁は課名まで）
- その事業所で主に営まれている事業の内容をくわしく書いてください
- 労働者派遣事業所の派遣社員は派遣先について書いてください

14 本人の仕事の内容

- 本人が実際にしている主な仕事の内容をくわしく書いてください

13 勤め先・業主などの名称

- 本人が仕事をしている事業所（本社・本店、支社・支店、営業所、工場、商店など）の名称を書いてください。
- 支社・支店・営業所などで仕事をしている人は、会社名だけでなく、実際に仕事をしている支社・支店・営業所などの名称まで書きます。
- 二つ以上の事務所・工場・店などで仕事をしている人は、主に仕事をしている事業所（仕事をした時間が最も長いほう）の名称を書きます。
- 労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先の事業所の名称を書きます。

13 勤め先・業主などの事業の内容

- その事業所で、主に営まれている事業の内容を書いてください。
- 主な製品・商品やサービスの種類、製造か修理かの別、卸売か小売かの別がわかるように、[事業と仕事の書き方の例]を参考にして書いてください。
- その事業所で2種類以上の異なった事業を行っている場合は、主な事業の内容の一つだけ書きます。
- 主に管理事務を行っている本社などの場合は、管理している全事業所を通じての主な事業の内容を書きます。
- 製造した商品をその場で一般の消費者に小売している場合は、「〇〇の製造小売」と書きます。
- 労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先の事業所の事業の内容を書きます。

14 本人の仕事の内容

- その事業所で、本人が実際にしている主な仕事の内容を、[事業と仕事の書き方の例]を参考にして書いてください。
 - 仕事の内容をいいあらわす職名がある場合は、たとえば「教諭」、「保育士」、「看護師」、「消防士」などと、その職名を書きます。
 - その事業所で、二つ以上の種類の異なった仕事をしている人は、主な仕事（仕事をした時間が最も長いほう）の内容の一つだけ書きます。
 - 経営・販売などの仕事のほか、調理・製造・修理などの技術的・技能的な仕事もしている人は、技術的・技能的な仕事を書きます。
- 例
- | | | | |
|---------|------|-------------|------|
| 靴の修理と小売 | 靴の修理 | 病院の経営と内科の診療 | 内科医師 |
| 薬の調剤と小売 | 薬剤師 | 食堂の経営と調理 | 調理 |
- 労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先で自分が実際にしている仕事の内容を書きます。

Q&A

問 「勤め先の名称」、「事業の内容」、「本人の仕事の内容」について、なぜ調査するのですか？

（答） これらの項目から作成される「産業」と「職業」についての統計は、就労支援など、雇用の安定や地域の活性化を図るための諸施策に欠くことのできないデータとして活用されます。
産業と職業の統計は、標準の「産業分類」と「職業分類」に基づいて統一的に定めなければなりません。これらの分類はいずれも数百種類に区分された大変複雑なもので、世帯の皆様にご自分で区分を決めてもらうことが難しいと考えています。このことから、集計の際に区分・符号処理することとしていますので、具体的にご記入ください。

[事業と仕事の書き方の例]



農業・漁業など

	農業	農業サービス	林業	漁業
13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	小林 忠	佐々木ファーム	中島町農作業センター	大山生産森林組合
14 本人の仕事の内容	野菜の生産 野菜の栽培	酪農業 牛の飼育	農作業の請負 稲作作業	育林 山林の手入れ
				鈴本漁業 遠洋漁業 まぐろ船甲板長

「会社名」や「通称」などがなければ、事業主の氏名を書いてください。



商店・飲食店など

	卸売	小売	製造小売	飲食店・飲食サービス	
13 勤め先・業主 などの名称及 び事業の内容	浅田商店 菓子卸売	木村書店 書籍の小売	遠州屋 豆腐の製造小売	日之出弁当 客の注文に応じて、 弁当を調理して販売	手打ちそば軒屋 日本そば屋
14 本人の仕事の内容	会計帳簿の 記入整理	書店の経営	豆腐の製造	弁当の調理	調理

「事務」の場合は、事務の内容がわかるように書いてください。

商品の種類、「卸売」か「小売」かの別がわかるように書いてください。

商品を製造しその場で小売している場合は、「〇〇の製造小売」と書いてください。

客の注文に応じた調理か、見込みでの製造かがわかるように書いてください。

「中華料理店」、「居酒屋」などと、飲食店の種類がわかるように書いてください。



会社の支店・営業所・工場など

	支店	営業所	製造業	印刷	
13 勤め先・業主 などの名称及 び事業の内容	岡本サッシ(株) 仙台支店 アルミサッシ 卸売	ACファイナンス(株) 戸山営業所 クレジット カード業	田村化成(株) 大阪工場 プラスチック製の カメラボディの製造 カメラボディ の製造	鈴木製作所(株) 食品加工用 機械製造業 金属の旋盤 による加工	佐久間印刷 印刷業 チラシや雑誌の 印刷
14 本人の仕事の内容	営業外務員	電話受付係			

会社の支店・営業所は、「名称」に「〇〇支店」、「〇〇営業所」などと書いてください。また、「事業」に「〇〇卸売」などと、その「支店」、「営業所」の事業の内容がわかるように書いてください。

製品や取扱品の種類・材料・用途などがわかるように書いてください。

何を製造しているかがわかるように書いてください。また、金属加工を行っている場合は、どのような加工を行っているかがわかるように書いてください。



会社の関連施設

	独身寮	保養所	研修施設	自家用倉庫	研究所
13 勤め先・業主 などの名称及 び事業の内容	本四鉄工(株) 平独身寮 独身寮	いくた汽船(株) 伊豆荘 保養所	和光商事(株) 板橋研修センター 社員の研修施設	石上製粉(株) 高田配送センター 製粉業 自家用倉庫	井上製薬(株) 製薬研究所 医薬品の 研究開発
14 本人の仕事の内容	寮の管理	食事の調理	研修内容の企画	フォークリフト 運転手	医薬品の検査

会社の関連施設は、「名称」に「〇〇寮」、「〇〇研修センター」、「〇〇配送センター」、「〇〇研究所」などと書いてください。また、「事業」に「独身寮」、「自家用倉庫」などと事業の内容がわかるように書いてください。

研究所は、製造会社の工場内にあるか、工場とは別の場所にあるかがわかるように書いてください。工場内にある研究所の場合は、「井上製薬(株) 〇〇工場 製薬研究所」などと工場名も書いてください。



サービス業など

	物品賃貸	修理業	ビルサービス	クリーニング	娯楽施設
13 勤め先・業主 などの名称及 び事業の内容	ベネックビデオ DVD・ビデオの レンタル	(株)大井工業 自動車の整備	田中ビル サービス(株) ビル清掃業	若松クリーニング クリーニング 取次店	大山 レジャーランド 遊園地
14 本人の仕事の内容	貸出受付	板金塗装	ビルの清掃	洗濯物の取次ぎ	ジェットコースター の操作

賃貸している取扱品の種類がわかるように書いてください。

修理しているものの種類がわかるように書いてください。

取次ぎをしている店の場合は、「取次店」であることを書いてください。

事業と仕事の記入のしかた



業務請負・派遣社員・内職など

		業務請負		派遣社員		家庭内職		
13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 事業	福田 登 東京電力(株)から 検針を請負	大橋俊康 高齢者事業団から紹介 された自転車整理の請負	村山興業(株) 商品包装作業 請負	平成損害保険(株) 損害保険業	伊沢ユウ 衣服の仕上げ		
14 本人の仕事の内容		電気メーターの 検針	自転車の 整理整頓	ラベル貼り	電話オペレーター	糸きり		
		電力会社から委託されて、 検針、集金の仕事をし ている人は、「名称」に本人 の氏名を書いてください。		シルバー人材センター、高齢者 事業団から仕事の紹介を受 けている人は、「名称」に本人 の氏名を書いてください。 なお、「12 勤めか自営かの別」 は「自営業主 雇人なし」とし ます。		労働者派遣事業所の派遣社員 は、派遣先の「名称」及び「事業」 を書いてください。 なお、「12 勤めか自営かの別」 は「労働者派遣事業所の派遣社員」 とします。		「名称」に本人の氏名 を書いてください。



弁護士・著述家など

		弁護士	税理士	獣医業	著述業	設計事務所
13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 事業	弁護士法人 若松法律事務所	山田重雄 税理士事務所	坂上ベック クリニック	ねりただし	本間設計事務所
14 本人の仕事の内容		法律事務所 弁護士	税理士事務所 税理士	ペット診療 診療助手	著述家 シナリオライター	建物の設計 建築士
		法人組織の場合は、「名称」に「弁護士法人〇〇」 と書いてください。 この場合、「12 勤めか自営かの別」は「雇われて いる人」又は「会社などの役員」とします。			「名称」はペンネーム でもかまいません。	



建設・不動産業など

		建設工事	鉱業	不動産業		
13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 事業	かぶと電気(株)	加藤工務店	橋本興業(株)	山本不動産	
14 本人の仕事の内容		電気工事 屋内の電気の 配線	木造住宅 建築請負 大工	砂利採取 ショベルカーの 運転	(株)大竹 コーポレーション 土地・家屋の 仲介 不動産管理業 オフィスの 管理人	
		工事の内容がわかるように 書いてください。			「不動産取引業」、「不動産賃貸業」、 「不動産管理業」などと、事業の内容が わかるように書いてください。	



運輸・郵政・情報通信など

		運輸	運輸サービス	郵政グループ	情報サービス	
13 勤め先・業主などの名称及び事業の内容	名称 事業	南西電鉄(株) 荒瀬駅	トヤマ運輸(株)	谷口運輸 サービス(株)	郵便局(株) 新戸山郵便局	アートソフト(株)
14 本人の仕事の内容		鉄道業 駅務員	宅配便 宅配便運転手	貨物の取次ぎ 貨物取扱事務	郵便窓口業務受託 窓口事務員	ソフトウェアの 設計・開発 プログラマー
		所属する駅・機関区・ 営業所などの名称まで 書いてください。		日本郵政グループの場合は、「日本郵政(日本郵政株式会社)」、 「日本郵便(郵便事業株式会社)」、「ゆうちょ銀行(株式会社 ゆうちょ銀行)」、「かんぽ生命(株式会社かんぽ生命保険)」、 「郵便局(郵便局株式会社)」の別がわかるように書いてください。		



学校・教育支援など

13 勤め先・業主 などの名称及 び事業の内容	名称 事業	学校			教育支援	
		大川学園高等部	中央電子 専門学校	明和予備校	荒井ピアノ教室	エル英会話学院
14 本人の仕事の内容	高等学校	専修学校	各種学校	子どもにピアノ を教える	英会話教室	
	教諭	講師	講師	ピアノの教師	会計事務	

〔専修学校、各種学校の場合は、
それがわかるように書いて
ください。〕

〔学校教育以外の場合は、何を教えてい
るかわかるように書いてください。〕



医療・福祉施設など

13 勤め先・業主 などの名称及 び事業の内容	名称 事業	介護	医療	福祉施設		
		社会福祉法人 ケアセンター長野	山田病院	すこやかホーム	市立 こぼと学園	ゆたか作業所
14 本人の仕事の内容	高齢者宅を訪問して、 食事・入浴等の介護を行う	ホームヘルパー	病院	特別養護 老人ホーム	児童養護施設	障がい者授産所
			看護助手	介護福祉士	保育士	エプロンの縫製

〔訪問介護か、施設での
介護かわかるように
書いてください。〕

〔看護師か看護助手か
かわかるように書いて
ください。〕

〔福祉施設の場合は、
老人福祉、児童福祉
などがわかるように
書いてください。〕

〔授産所や共同作業所で作業して
いる場合は、作業の内容がわかる
ように書いてください。
なお、「12 勤め先・業主」の別は
“自営業主 雇人なし”とします。〕



協同組合・公社など

13 勤め先・業主 などの名称及 び事業の内容	名称 事業	協同組合	公社	事業団	独立行政法人
		山川農業 協同組合	港南漁業協同組合 水産加工工場	宮城県 下水道公社	日本下水道事業団 東海総合事務所
14 本人の仕事の内容	信用・販売・購買・ 技術指導	かまぼこ製造業	下水道処理場 の維持管理	下水道施設の 設置等の設計	貨幣製造業
	営農指導員	かまぼこの成形	人事・給与に 関する事務	土木技師	貨幣の検査

〔協同組合で、信用事業又は共済事業を
行っている場合は、「信用」又は「共済」と
書いてください。
また、信用事業又は共済事業以外に、
他の事業も行っている場合は、「販売」、
「購買」、「経営・技術指導」などと、その
事業についても書いてください。〕

〔出先又は支所の事業所の場合は、
“名称”に「〇〇工場」、「〇〇事務所」
などと書いてください。〕

〔事業の内容がわかるように
書いてください。〕



官公庁

13 勤め先・業主 などの名称及 び事業の内容	名称 事業	官公庁				
		国土交通省 東北地方 整備局 総務部会計課	福井警察署 交通課	仙台市都市整備局 公共建築部設備課	川口市教育委員会 前川学校給食センター	広島市水道局 施設部水質管理課
14 本人の仕事の内容	国家事務	都道府県事務	市区町村事務	学校給食	水道事業	
	物品の調達などの 会計事務	警察官	電気設備の 工事監理	調理	水質の検査	

〔“事務”の場合は、事務
の内容がわかるように
書いてください。〕

〔所属する局部課や
出張所などの名称
まで書いてください。〕

〔「警察官」、「自衛官」、「海上
保安官」、「消防士」の職名を
もつ人は、その職名を書いて
ください。〕

〔官公庁のうち、水道・電気・自動車運送事業
などを行う部署や、給食センター、病院、
建設事務所などの出先の事業所は、その
部署や事業所でやっている事業の内容を
書いてください。〕

事業と仕事の記入のしかた

国勢調査は 次のように利用されています

調査票へのご記入ありがとうございます。

人口・世帯数の速報結果は、平成23年2月に公表する予定です。その後、年齢別・産業別などの詳しい結果を順次公表します。調査結果は、インターネットや報告書で、どなたでもご覧になれます。

● 行政施策の基礎資料としての利用

国勢調査から得られる統計は、国や地方公共団体が行う地域産業振興や都市計画マスタープランなどの行政施策の基礎データとして利用されています。

・ 防災対策

万が一、地震が起きたとき、避難場所がないと困ります。災害に備えて、避難所や避難経路を決める際に、国勢調査から得られる地域別の男女・年齢別人口や通勤・通学の場所から作成する人口データが利用されています。
(地方公共団体の利用例：地震に関する地域危険度測定調査、避難所等の指定変更)



・ 廃棄物の処理計画

近年、環境問題に関心が寄せられています。人が生活したり、事業を営む際に、廃棄物は必ず出るものです。この廃棄物の処理計画を立てる際に、国勢調査の人口や世帯数が利用されています。
(地方公共団体の利用例：廃棄物処理計画の策定)

これらの施策を行うためには、その地域に住んでいる人(夜間人口)だけではなく、通勤先や通学先での人口(昼間人口)に関するデータも必要となります。国勢調査では、夜間人口、昼間人口のいずれについても、全国のほか市区町村別に詳細な統計が作成されます。そして、これらの統計は、上の利用例のように、安全な暮らしや住みよい街づくりなどの施策に活用されます。

● 学術、教育、企業などの広範な分野で利用

経済学、社会学、人口学などの学術研究、小・中学校の社会科、高校の地理歴史などの教育用資料、企業における需要予測や店舗の立地計画など、各方面で幅広く利用されています。また、国勢調査の結果は、社会経済の状況を表す重要な人口統計であることから、学校の授業だけでなく、入学試験で使われることもあります。



● 各種法令に基づく利用

国勢調査で得られる統計は「法定人口」とも呼ばれ、国や地方公共団体が行政施策を進める上での客観的な基準とされています。

たとえば、選挙区の区割り、地方交付税の算定などは、国勢調査の人口が用いられています。

統計法(平成19年法律第53号)(抄)

(定義)

第2条

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第5条第1項に規定する国勢統計

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

(国勢統計)

第5条

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査(以下「国勢調査」という。)を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

(報告義務)

第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

(罰則)

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第13条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

(4) 調査区要図

調査区要図

調査員
氏名 _____
調査区
の区域 _____

◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

都道府県名	市町村名	区名	調査区番号	(単位区の番号)
			<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/> ~ <input type="text"/>

総務省統計局

